

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
棚倉町	1	各種証明書の交付	同一世帯の場合は委任状なく各種証明書の交付が可能。(戸籍関係証明書は委任状が必要)		○	住民課	0247-33-2116	
棚倉町	2	税務関係の各種証明書	同一世帯の場合は委任状なく各種証明書の交付が可能。		○	税務課	0247-33-2118	
棚倉町	3	税の減免申請	同一世帯の場合は、委任状なく税の減免申請が可能。		○	税務課	0247-33-2118	
棚倉町	4	住民税の申告	同一世帯の場合は、委任状なく住民税の申告が可能。		○	税務課	0247-33-2118	
棚倉町	5	母子手帳の交付	パートナーでも、母子健康手帳申請受領が可能。		○	健康福祉課	0247-33-7801	
棚倉町	6	介護保険の各種申請	パートナーでも申請手続きが可能。		○	健康福祉課	0247-33-7801	
棚倉町	7	児童クラブの利用申込	同一世帯の場合は、申請手続きが可能。		○	子ども教育課	0247-33-7881	